

福祉生活病院常任委員会資料

(令和元年10月7日)

【件名】

- 1 「鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画」の改訂及びパブリックコメントの実施について
(家庭支援課)・・・1
- 2 高等教育の修学支援新制度(高等教育の無償化)にかかる対象校の決定について
(総合教育推進課)・・・3

子育て・人財局



「鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画」の改訂及びパブリックコメントの実施について

令和元年10月7日
家庭支援課

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき策定した「鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画」の第2期の計画期間が令和2年3月をもって終了することから、当事者や関係機関の意見を集約しながら計画の改訂を行っています。

この改訂にあたり、ひとり親家庭等の支援の方向性や内容について広く県民の皆様から意見をいただくため、パブリックコメントを実施します。

1 計画（素案）の概要

(1) 計画期間 令和2年4月～令和7年3月（第3期計画）

(2) 計画の構成

「子育てや生活支援の充実」、「就業支援の推進」、「養育費の確保及び面会交流の推進」及び「経済的支援の充実」の4本柱を基本目標とし、それぞれの項目ごとに現状と課題を整理して具体的な支援施策を定めている。

① 子育てや生活支援の充実

ひとり親家庭が安心して子育てを行いながら就業できるよう、保育所への優先入所、多様な保育サービスの提供、公営住宅への優先入居など子育てサービスの充実と生活面への支援を行うとともに、相談機能の充実を図る。

② 就業支援の推進

ひとり親家庭が安定的に収入を得ることにより、自立した生活を送ることができるよう、職業能力向上のための訓練、効果的な就業あっせんなどの支援を行う。

③ 養育費の確保及び面会交流の推進

ひとり親家庭の児童に対する扶養義務の履行が確保されるよう、養育費や面会交流の取決め等を推進する。

④ 経済的支援の充実

児童扶養手当の支給、母子父子寡婦福祉資金の適正な貸付けや医療費の助成を行い、ひとり親家庭等の生活の安定と向上を図る。

(3) 主な改訂内容

基本目標は現行どおりとし、具体的取組について拡充等を行う

① 子育てや生活支援の充実

・学習支援事業について事業の周知を徹底するとともに、送迎支援の充実などにより利用しやすい環境を整える。

② 就業支援の推進

・ハローワーク・県立ハローワークと連携した職業紹介・事業主に対する啓発活動の実施
・体系の見直し：「就業あっせん等の充実」と「就業機会の創出」の統合

③ 養育費確保及び面会交流の推進

・養育費及び面会交流の重要性の理解を深めるための啓発活動、離婚前後の親への情報提供を推進する。
・高度な法知識を必要とする相談に対応するための弁護士相談について、電話相談等の相談しやすい体制を整えるよう努める。
・養育費及び面会交流の取り決めや実施を推進するため、市町村窓口での合意書参考書式を配布などにより必要な手続きを周知する。

④ 経済的支援の充実

・各種支援制度の周知を徹底するため、スマートフォンに対応した「鳥取県ひとり親支援サイト」の周知の徹底及び内容の充実を図る。

2 パブリックコメントの実施

(1) 募集期間

令和元年10月15日(火)から令和元年11月11日(月)まで(予定)

(2) 募集方法

郵送、ファクシミリ、電子メール、意見箱(県庁県民参画協働課及び各総合事務所、市町村窓口等に設置)

3 これまでの経過・今後のスケジュール

平成30年8月～9月	平成30年度鳥取県ひとり親家庭等実態調査 実施
令和元年7月22日	第1回鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画改訂検討会開催
令和元年9月6日	第2回鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画改訂検討会開催
令和元年10月15日～ 11月11日	パブリックコメントの実施
令和元年10月中旬	県政電子アンケート実施
令和元年12月中旬	パブリックコメントへの対応を県のホームページ(とりネット)で公表
〃	第3回鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画改訂検討会での意見聴取
令和2年2月	計画の改訂及び公表

<参考>鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画改訂検討会での主な意見

項目	主な委員の意見	計画(案)への反映状況
子育てや生活支援の充実	学習支援事業について、周知が不十分である。また、送迎負担等を理由に利用していない家庭が多い。	市町村や関係機関と連携して事業の周知を徹底するとともに、送迎支援の充実など利用しやすい環境を整える。
	放課後児童クラブの利用料の減免が必要ではないか。	放課後児童クラブの減免を市町村に働きかける。
就業支援の推進	職業紹介は、多岐にわたる助成金等の制度を熟知した部門と連携をして実施するほうがよい。	母子父子自立支援員は総合的な相談窓口として、ハローワーク等と連携した職業紹介等の就業支援を行う。事業主に対しては、継続的にひとり親家庭の雇用に関する啓発活動を行う。
	雇用情勢の変化により、「就業機会の創出」という施策の方向性が現状に合わなくなっている。	
養育費の確保及び面会交流の推進	養育費等に関する正しい理解が当事者に広がっていない。	市町村窓口等と連携し、子どもの健やかな成長のための養育費や面会交流について、ひとり親の理解を深めるための啓発・情報提供を行う。
	相談をしていない割合が多い。どこに相談したらよいか分からない。	母子父子自立支援員の相談機能の強化を図るとともに、弁護士相談等の専門相談について、より利用しやすい体制を整えるよう努める。
	養育費及び面会交流の取り決めや実施が進んでいない。	市町村窓口での合意書参考書式の配布など、取り決め等を推進するための具体的取組を明記。
経済的支援の充実	各種経済的支援制度について周知が進んでいない。	各種支援制度等を掲載したスマートフォンサイトの周知を徹底するとともに、検索により知りたい情報にたどり着き易いよう内容や構成を工夫する。

高等教育の修学支援新制度（高等教育の無償化）にかかる対象校の決定について

令和元年10月7日
総合教育推進課

令和元年5月17日に「大学等における就学の支援に関する法律」が公布され、令和2年4月から高等教育の無償化が実施されることとなりました。

このことを受け、県では、6月28日から7月25日までの間、大学等から、無償化の対象校となるために提出された申請書の受付を行い、内容を審査したところ、申請書の提出があった全ての学校について、要件を満たすことを確認しましたので、全国一斉公表日として、予め指定された9月20日に、とりネット上で公表を行いました。

1 無償化対象校

(1) 県が確認を行ったもの

- 公立大学：公立鳥取環境大学
- 県立専門学校：鳥取看護専門学校、倉吉総合看護専門学校、歯科衛生専門学校、農業大学校
- 私立専門学校：鳥取県理容美容専門学校、日本海情報ビジネス専門学校、鳥取社会福祉専門学校、鳥取市医療看護専門学校、米子ファッションビジネス学園

(2) 国が確認を行ったもの

- 国立、私立大学：鳥取大学、鳥取短期大学、鳥取看護大学
- 国立高等専門学校：米子工業高等専門学校
- 国立専門学校：国立病院機構米子医療センター附属看護学校

2 今後のスケジュール

- ・令和元年秋以降 (学生) 大学等受験、入学手続き
- ・令和2年4月以降 (学生) 授業料等減免申請 (大学等) 申込内容の確認・減免実施 (翌年度以降)

対象校となった大学等は、毎年6月末日までに、内容を更新した申請書を提出し、県(国)が審査を行う。

<参考>

1 制度概要

低所得者世帯に対し、大学等における修学の支援を行い、経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備、少子化の進展への対処に寄与するもの。

- (1) 対象学校 大学・短期大学・高等専門学校・専門学校
- (2) 対象学生 住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生 ※2020年度の在學生(既入学者も含む。)から対象
- (3) 支援内容 ①授業料、入学金減免【各学校が実施】 ②給付型奨学金【日本学生支援機構が実施】
⇒所得に応じ全免又は全額給付、2/3減免又は2/3給付、1/3減免又は1/3給付となる。
- (4) 財源 公立大学・学校(設置者負担)、私立専門学校(国1/2、都道府県1/2)
※高等教育の無償化に係る地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し、地方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額を基準財政需要額に算入する。(H30.12.28 関係関係合意)

2 対象校となるための要件

対象校となるためには、ア～オまでのすべての要件を満たす必要がある。

- ア 実務経験のある教員による授業科目の標準単位数の1割以上の配置
- イ 外部人材の理事の複数任命
- ウ 厳格かつ適正な成績管理の実施・公表
- エ 法令に則った財務教育情報の開示
- オ 経営に問題のある大学等でないこと【私立学校のみ】

以下のすべてに該当する場合、対象外とする。

- ・直前の3年度のすべての収支計算書において「経常収支差額」がマイナス
- ・直前の年度の貸借対照表において「運用資産と外部負債の差額」がマイナス
- ・直近3年度のすべての収容定員充足率が6割未満(専門学校)

※2021年度の充足率は7割、2022年度からの充足率は8割が必要となる。

